

令和7年度狩猟免許試験のお知らせ

1 狩猟免許の種類

- (1) 網猟免許：網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）※
- (2) わな猟免許：わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
- (3) 第一種銃猟免許：銃器（装薬銃、空気銃）
- (4) 第二種銃猟免許：銃器（空気銃のみ）

※網猟免許は那覇会場のみの実施となります。

2 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	免許試験の種類
令和7年8月8日（金）	午前9時から 午後5時まで	（八重山会場） 八重山合同庁舎 2階 大会議室 （石垣市字真栄里 438-1）	わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟
		（宮古会場） 宮古合同庁舎 2階 講堂 （宮古島市平良字西里 1125）	
令和7年8月15日（金）	午前9時から 午後5時まで	（那覇会場） 沖縄県市町村自治会館 2階 ホール （那覇市旭町 116-37）	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟

※午前8時55分までに入場すること。

※那覇会場と八重山会場及び宮古会場は試験日が異なりますのでご注意ください。

※当日、台風等により試験の実施が困難となった場合は、

八重山及び宮古会場は8月20日（水）、那覇会場は8月27日（水）に実施します。

（自然保護課ホームページにてお知らせするので、随時ご確認ください。）

※試験を申し込む前に、「6 感染症対策へのお願い」を必ずご確認ください。

3 受験資格

沖縄県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得しようとする者。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては 18 歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては 20 歳にそれぞれ満たない者（試験日にそれぞれ満 18 歳、満 20 歳に達する者は可）
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定められた次の病気にかかっている者
ア 統合失調症
イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)～(3)に該当する者を除く。）
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (6) 法第 52 条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者

4 受験手続

- (1) 狩猟免許申請書受付期間

令和 7 年 5 月 26 日（月）から令和 7 年 6 月 25 日（水）まで

※「8」で示す窓口への申込みは、土日祝祭日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（12：00～13：00 を除く）まで。

※郵送による申込みは、受付期間内の消印のあるものまで有効とする。

※受付期間を過ぎてからの申請は受け付けないため、期限厳守すること。

- (2) 受験手数料

1 件 5,200 円（ただし、他の狩猟免許を所持している者は 3,900 円）を沖縄県収入証紙で納付すること。

※申請書に貼付する方法で納付。

※収入印紙とお間違えのないようにご注意ください。

(3) 提出書類

狩猟免許申請書等は、お住まいの住所地を管轄する県の出先機関に直接又は郵送で提出すること。（「8 申請書の提出先」参照）

※すべての書類がそろっていないと受付けません。

ア 狩猟免許申請書 1部（**沖縄県収入証紙**を貼付する。）

イ 写真 2枚

申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。

ウ 3の(2)から(4)までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書

ただし、銃砲刀剣所持等取締法第4条第1項第1号の規定による銃砲所持許可を受けている場合は、猟銃・空気銃所持許可証の写し1部（住所のページ）を添付

※医師の診断書が1週間ほどかかる場合もあるので、早めの受診をお勧めします。

エ 返信用封筒（長型3号、サイズ：120mm×235mm）1枚（受験票送付用）

110円切手を貼り、住所氏名を記載すること。

5 試験内容

試験は、「知識試験」「適性試験」「技能試験」の順に実施する。ただし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格できなかった場合は、技能試験を受けることができない。

(1) 知識試験

知識試験は、次に掲げる事項について3肢択一式の筆記試験により行う。試験問題数は合計30問で試験時間は90分とする。

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関する知識

イ 猟具に関する知識

ウ 鳥獣に関する知識

エ 鳥獣の保護及び管理に関する知識

※2種類以上の狩猟免許試験を受験する場合は、1種類増えるごとに上記イの問題が6問追加で出題され、時間も30分追加される。

※既に狩猟免許を所持しており、当該狩猟免許以外の種類の免許試験を受験する場合は、知識試験の一部（上記ア、ウ、エ）が免除される。この場合の試験時間は30分で、上記イから10問出題される。

※知識試験の合格基準は70%以上の成績であることとする。

※知識試験の合格発表は当日に行う。

(2) 適性試験

適性試験は「視力」「聴力」「運動能力」について行い、合格基準は次に掲げるとおりとする。

科 目	合 格 基 準
視力	ア 網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験 視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で 0.5 以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。
	イ 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験 視力が両眼で 0.7 以上であり、かつ、一眼でそれぞれ 0.3 以上であること。ただし、一眼の視力が 0.3 に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上であること。
聴力	10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

※眼鏡、補聴器等が必要な方は、当日必ず持参すること。

(3) 技能試験

技能試験は、狩猟免許の種類に応じ、次に掲げる課題について実施する。

狩猟免許の種類	課 題
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むそう網、はり網、つき網、なげ網のうち試験官が指定する網の一つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわなのうち試験官が指定するわなの一つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。

第一種銃猟	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。以下2から4までにおいて同じ）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後、模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後、射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第二種銃猟	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

※技能試験の採点は減点式採点方法により行い、その合格基準は、70%以上の成績であることとする。

6 感染症対策へのお願い

令和7年度狩猟免許試験においては、以下の注意事項にご留意の上、受験をお願いいたします。

- (1) 試験当日のマスクの着用については、基本的に個人の判断といたします。
- (2) 発熱(37.5℃以上)、咳、風邪症状がある場合は受験を控えてください。
- (3) 感染症の感染状況によりご自身の判断で受験を取りやめる場合、証紙の返納はせず、申請を次年度に引継ぐこともしませんのでご了承ください。
- (4) 今後の感染状況等により、県の対処方針に変更があった場合は、最新の対処方針に基づいた対応に変更いたします。

7 その他

- (1) 試験日のおよそ10日前に受験票をお送りしますので1週間前までに受験票が届かない場合は、申請書を提出した出先機関へお問い合わせください。
- (2) 当日は、受験票、筆記用具(鉛筆、消しゴム)を持参すること。
- (3) 猟具の取扱いができる服装で受験すること。

- (4) 試験会場の駐車場には限りがあるため、なるべく公共交通機関を利用すること。
- (5) 合格発表は令和7年9月16日(火)午前9時から、自然保護課、「8」の出先機関での掲示及び自然保護課ホームページでの掲載を予定しています。

8 申請書の提出先

【提出先及び問い合わせ先】

住 所 地	申 請 書 類 の 提 出 先
【本島】 恩納村・金武町 以北 【周辺離島】 伊江村・伊平屋村・伊是名村	沖縄県北部農林水産振興センター 森林整備保全課 住所：〒905-0015 名護市大南 1-13-11 電話：0980-52-2832
【本島】 読谷村・うるま市 以南 【周辺離島】 渡嘉敷村・座間味村・粟国村 渡名喜村・久米島町・北大東村 南大東村	沖縄県南部林業事務所 住所：〒900-0029 那覇市旭町 116-37 電話：098-941-2583
宮古島市・多良間村	沖縄県宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 住所：〒906-0012 宮古島市平良字西里 1125 電話：0980-72-2365
石垣市・竹富町・与那国町	沖縄県八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 住所：〒907-0002 石垣市字真栄里 438-1 電話：0980-82-2342

【試験全般に関する問い合わせ先】

沖縄県環境部自然保護課 電話：098-866-2243

9 初心者講習会の開催について

沖縄県猟友会では狩猟免許試験を受けられる方を対象とした講習会を実施していますので、受講を希望される方は沖縄県猟友会事務局(098-869-0305)までお問い合わせください。

※初心者講習会は法律で義務付けられているものではないため、初心者講習会を受講しなくても狩猟免許試験は受験できます。

※狩猟免許試験を受験する方は初心者講習会とは別に申請をする必要があります。